

地震保険の基準料率にかかる意見聴取

(旭化成建材株式会社)

平成21年2月27日(金)

金融庁監督局保険課

長谷川保険課長

ぼちぼち時間になりましたので、ただいまより損害保険料率算出団体に関する法律第10条の3第2項の規定に基づき、意見聴取を行います。

申し遅れましたけれども、私は、金融庁監督局保険課長の長谷川と申しますが、今般、損害保険料率算出団体に関する法律の規定による公開の意見聴取に関する内閣府令、以下「内閣府令」とか「府令」と言いますけれども、内閣府令第2条の規定に基づき、金融庁長官からの指名を受け、本日の主宰者を務めることになりました。よろしくお願いたします。

まず最初に、念のため、ご出席されています方の確認をする必要がありますので、恐縮ではございますけれども、異議申出人の方、それから料率機構の方の順で所属あるいは身分、それからお名前を自己紹介していただけますでしょうか。

旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長

旭化成建材で住宅資材事業部長をやっております重岡と申します。よろしくお願いたします。

扶桑法律事務所 川原弁護士（旭化成建材株式会社側出席人）

異議申出人の代理人の、弁護士の川原でございます。よろしくお願いたします。

旭化成株式会社 沢山法務室長

持ち株会社であります旭化成で法務室長を努めております沢山でございます。よろしくお願いたします。

旭化成建材株式会社 堺企画管理部長

旭化成建材企画管理部長、堺でございます。よろしくお願申し上げます。

長谷川保険課長

続いて、料率機構のほうからお願いたします。

損害保険料率算出機構 関根常務理事

損害保険料率算出機構常務理事の関根でございます。よろしくお願いたします。

損害保険料率算出機構 市川総務企画部長

損害保険料率算出機構総務企画部長の市川でございます。よろしくお願いたします。

西村あさひ法律事務所 井上弁護士（損害保険料率算出機構側出席人）

損害保険料率算出機構の代理人の、弁護士の井上です。よろしくお願いたします。

損害保険料率算出機構 永島火災・地震保険部長

損害保険料率算出機構火災・地震保険部長の永島でございます。よろしくお願いたします。

損害保険料率算出機構 丸楠地震グループリーダー

同じく損害保険料率算出機構火災・地震保険部地震グループリーダーの丸楠と申します。よろしくお願ひいたします。

長谷川保険課長

ありがとうございました。

ただいま自己紹介をしていただきました異議申出人及び料率機構のほかに、この意見聴取に参加して意見を述べたい旨の申し出、いわゆる公述の申し出がございました。今般、内閣府令第7条の規定に基づき、公述人として出席をしていただいております。

恐縮でございますけれども、公述人の方の自己紹介を同様にお願いしたいと思ひます。

積水ハウス株式会社 時安経理財務部部长

私は、積水ハウスの経理財務部で当社の損害保険の取りまとめを担当しております時安と申します。よろしくお願ひします。

積水ハウス株式会社 辻本開発部課長

同じく積水ハウスの開発部、辻本と申します。よろしくお願ひいたします。

社団法人日本ツーバイフォー建築協会 河合技術部部长

日本ツーバイフォー建築協会にて技術部部长をしております河合でございます。よろしくお願ひいたします。

社団法人日本ツーバイフォー建築協会 池田専務理事

社団法人日本ツーバイフォー建築協会の専務理事をいたしております池田でございます。よろしくお願ひいたします。

長谷川保険課長

ありがとうございました。

意見聴取を行うに当たりまして、あらかじめ私の方からお願ひしたい事項が4点ございます。

まず第1点目ですけれども、発言または証拠を提出しようとするときは、内閣府令第15条の規定に基づき、私の許可を受けてから行うようにお願ひいたします。

なお、本日意見を述べていただく方、これは公述人以外も含めて「公述をする」というふうに法令上、言っておりますけれども、この公述をされる方は、原則として旭化成建材の重岡さん、異議申出人のほうですけれども、それから、機構は料率機構理事の関根さん。公述人のほうは積水ハウスの時安さん、日本ツーバイフォー協会の河合さんに行っていただきまして、必要に応じてさらに代理人や補佐人からの発言を認めることといたします。

第2点目ですけれども、今回は、意見聴取を能率的に執り行う観点から、事前に内閣府令第11条の規定に基づき準備手続を行っておりますので、内閣府令第17条第3項の規定に基づき、公述は原則、回答準備を命ぜられたものとさせていただきます。すなわち、準備手続の中で明らかにな

った論点を中心に行っていただくということでもあります。

また、府令第17条第1項の規定に基づき、公述は証拠に基づいて行わなければならないこととなっており、まだ提出されていない証拠がある場合は、原則として意見聴取の終了時までには証拠となる資料を提出していただきたいと思っております。

第3点目ですけれども、内閣府令第14条の規定に基づき、議事の整理上、必要があると認めるときは公述の時間を制限することがあります。公述が制限した時間を超えた場合、あるいは公述内容が重複している場合、または事案の範囲外である場合などは内閣府令第18条の規定に基づき公述を中止させることがあり、これに従わない場合、内閣府令第19条の規定に基づき退去を命じることがあります。

最後、第4点目は傍聴される方へのお願いですけれども、意見聴取中は静粛に傍聴し、意見聴取の妨害、その他の行為により進行を妨げることのないようお願いいたします。また、みだりに席を離れず、会場内においては主宰者及び職員の指示に従うようお願いいたします。指示に従わない場合は、内閣府令第23条の規定に基づき退去を命じることがあります。

以上が本日の意見聴取の進め方についてのお願い事項ですけれども、何かご質問、確認等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、今、申しましたように、今回、意見聴取を能率的に行う観点から、内閣府令第11条の規定に基づく準備手続を行っていきまして、その手続において料率機構、異議申出人のそれぞれに事前に質問事項を提示し、回答をいただいております。準備手続を経て意見聴取を行う場合は、内閣府令第16条の規定に基づき、その冒頭において準備手続の中で明らかになった事項を告げることになっておりますので、まずはそれぞれの公述者から、機構からは今回の改定の届出内容について、異議申出人の方からは異議の申し出の内容について、また、公述人の方は公述の申し出の内容について説明していただいた後に、私のほうから、それらの中で明らかになった論点を示させていただきますと思っております。

それでは、まず料率機構のほうから、今回の改定の届出内容について、10分程度でご説明をお願いしたいと思います。

損害保険料率算出機構 関根常務理事

それでは、まず今回の地震保険の改定趣旨について述べさせていただきます。

地震保険では、居住用建物の構造とその所在地により料率を決定いたしますが、近時、構造区分の判定につきまして、2つの問題点を原因といたします保険料の適用の誤りが発生していることが明らかになりました。

問題点の1つは、建築知識を有することを前提に構造区分の判定を建物の柱、外壁、屋根など主要構造部で行っているため、料率の決定が必ずしも保険契約当事者にとって容易に理解、納得

できるものになっていないということです。2つ目の問題は、近年さまざまな材質の建材が普及し、一部の建物では、外見だけでは適切な構造区分の判定が困難な状況が生まれているということでございます。

今回の改定はこれらの問題を解消しまして、建物の種類により区分した上で建物の性能により補完する料率体系とするということで、契約当事者にわかりやすく納得感のある制度を実現するものでございまして、平成20年11月28日付で基準料率改定の届出を行っております。

この改定の内容は、本日の配付資料の最後に「ニュースリリース」をつけておりますので、これをごらんいただきたいと思います。詳しい内容につきましては、時間の関係上、省略させていただきます。

次に、主宰者からのご質問に対する回答を述べさせていただきます。

回答事項の1番目は、料率区分の数、区分の方法の合理性についてでございます。

これにつきましては、地震による被害実績と火災危険と地震危険との親和性の点から確認できるというふうに考えております。

まず、地震による被害実績でございますが、これは今日お配りしております資料7ページにお示ししておりますように学会等の被害調査結果ですとか、資料2ページ、3ページにお示しております地震保険の支払実績データから、一般的に地震の被害を非木造と木造、この2区分とすることで危険度を評価できることから、区分としては妥当性があるというふうに考えております。

また、火災の危険につきましても、耐火と非耐火の2区分で危険度を評価でき、これと地震保険の実態的な危険の格差が類似しておりますことから、火災危険と地震危険に親和性が見られます。

それから、回答事項の2番目でございますが、地震保険の保険料区分、これを火災保険の保険料区分に準拠して設定していること、これの合理的な根拠でございます。

これにつきましては、資料1ページになりますが、火災保険及び地震保険の支払実績、それから資料6ページ、7ページに掲げております消防庁の火災統計及び地震被害調査、それから資料13ページから17ページにおつけしております建築基準法における耐火性能、この観点から、耐火性と耐震性の実態的な危険の格差は親和的な関係にあるというふうに考えております。

また、地震保険は地震保険に関する法律によりまして、火災保険に付帯して契約することとされております。その上、この法律の中でも、あるいはまた昭和54年の保険審議会の答申におきましても、できる限り経費を抑え低廉な保険料で提供されるべきとされております。この点、火災保険の保険料区分を利用すれば契約時の情報を容易に確認、管理できるということから経費が抑えられ、結果として契約者に低廉な保険料が提供できるという経済合理的な効果がございます。

回答事項の3番目でございますが、これは外壁ALC版木造建物と一般的な木造建物との間に

おける地震により発生した火災に起因する損害につきまして、実態的な危険度格差が存在するの
かどうかという点でございます。

被害実績などからは、外壁ALC版木造建物と一般的な木造建物との間に実態的な危険の格差
が存在するか否かを定量的に把握はできませんけれども、地震保険では地震、火災だけではなく
損壊等による被害も補償するため、地震火災に起因する損害と、それから外壁が地震保険料率に
与える影響の2点から、異なる料率とすべき実態的な危険の格差はないというふうに考えており
ます。

それから、回答事項の4番目、これは木造建物の施工法でございます枠組壁工法建物を、建物の
種類によってI構造に組み入れることの根拠でございます。

枠組壁工法建物においては、住宅金融支援機構が発行します枠組壁工法住宅工事仕様書、これ
を原則として使用しております、耐震・耐火性能の面で均質で高い性能を有するというふう
に見られること、また、1995年の兵庫県南部地震におきます被害調査や、それから近年の地震保険
の支払実績データから被害が少ない結果となっていることなどにより、I構造に組み入れること
にしたものでございます。

次に、旭化成建材さんからの回答書に対する意見を述べさせていただきます。

旭化成建材さんの回答書におきましては、1つは、外壁ALC版木造建物と一般的な木造建物
との実態的な危険の格差、これと、地震と火災で構造区分に対する危険の格差が異なることの2
点について述べられておりますけれども、1番目の問題は本日の配付資料の5ページから6ペー
ジに記載しておりますとおり、事前に準備書面でご回答しておりますので、今日のところは、意
見は割愛させていただきます。

2点目、この地震と火災で構造部分に対する危険の格差が異なること、その2点目のうちの1
つは、品確法上、耐震等級と耐火等級の評価基準が異なっていることから、地震と火災とで建物
構造によって危険度が明らかに異なることのご意見でございますが、これにつきましては被害実績
から、建物の耐火性と耐震性には親和的な関係が認められるため、火災保険に準拠して構造部分
を設計したものでございますので、火災危険と地震危険を同一のものというふうにみなしたわけ
ではございません。

また、日本住宅性能表示制度の耐火等級でございますが、これは外壁や軒裏など延焼のおそれ
のある部分、この耐火性能に基づき、建物外部からの火災に対する性能を評価しているところで
ございまして、建物内部からの火災を含めて評価するものではないというふうに承知しておりま
す。

それから、2番目のうちの2つ目でございますが、過去の地震発生時の建物火災の発生記録で
は、地震による被害のリスクと火災のリスクは異なることのご意見でございますが、これにつま

しては、既に申し述べましたように、火災保険及び地震保険の支払実績、それから消防庁の火災統計及び地震被害調査、並びに建築基準法における耐火性能の観点から、耐火性と耐震性の実態的危険度格差は親和的な関係にあるというふうに考えております。

また、過去の地震発生時におきまして、倒壊被害に比べ火災被害が少ないというご指摘もございましたが、これにつきましては承知しておりますけれども、たとえ地震時の火災危険に対する被害を軽減したとしても、そのことが保険料率全体に与える影響は限定的であると言えるかというふうに考えております。

次に、公述人の積水ハウスからさんのご意見に対する回答を述べさせていただきます。

公述申出書におきまして、地震による直接的な損傷に対して、及び地震時に発生する火災に関して、この2点についての意見が述べられております。

1番目につきましては、まず、建築基準法上、耐火性能は軸組工法と枠組壁工法で同一である、また、品確法の耐震等級においても同一等級であれば、耐震性能に差はないとのご指摘がなされております。

建築基準法は構造、工法によって耐震性能に差は設けられておりませんが、これは今日の配付資料の資料2ページと3ページにお示ししておりますけれども、地震による被害実績には明確な差が認められております。さらに、標準仕様で耐震強度3を実現している木造軸組工法住宅が、耐震等級1の枠組壁工法建物の耐震性より劣るかのように判断されることは認めがたいとのご趣旨でございますけれども、異なる工法間で工法と耐震等級を組み合わせると危険度の差を比較するには、必要な被害実績などのデータが不足しておりまして、現状ではこのような比較を行うことができません。データの蓄積あるいは研究など、我々としても引き続き検討すべき課題であるというふうに認識しております。

それから、意見の2番目についてでございますけれども、省令準耐火仕様以外の枠組壁工法建物が軸組工法建物よりも耐火性にすぐれているかの取り扱いとなる理由についてのご指摘でございますけれども、枠組壁工法建物においては、住宅金融支援機構が発行する枠組壁工法住宅工事仕様書、これを原則として使用しておることから、耐震・耐火性の面で一律で高い性能を有するというふうに判断していること、また、1995年の兵庫県南部地震における被害調査や近年の地震保険の支払実績データから、被害が少ない結果となっていることから、I構造に組み入れたものでございます。

以上でございます。

長谷川保険課長

ありがとうございました。

それでは、今度は異議申出人のほうから異議申出の内容等を中心にご説明を、10分程度でお願い

いします。

旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長

旭化成の重岡でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私どもが今回、地震保険の料率改定の異議申出、これを行うことになりました経緯と申し出の内容、あと、準備手続というのがありまして、その中で明らかになりました論点、あるいは私どもの意見、これについて述べさせていただきたいと思います。

私どもの資料は2枚物のものございまして、この2枚だけでございまして、読んでいただくとほとんどわかる内容かと思えます。

まず、私どもの会社でございますけれども、木造建築に使用しますコンクリート外壁材、ALCという軽量気泡コンクリート、こういう製品を製造販売しておりまして、厚さが50ミリと37ミリ、この2種類を木造住宅向けに主に製造販売をしております。後ほど、ちょっとサンプルも持ってきておりますので、こういう製品を扱っておるということを皆さんにお示ししたいというふうに思います。

先ほど機構さんからご説明がございましたけれども、今回、改定案におきまして、実は私どもが製造販売しております木造向けのALC版、これを使った建物の扱いが地震保険の料率区分上、全くこれまでと異なる区分に変更になる、こういうお話でございました。当社としましては非常に影響の大きい話であると同時に、寝耳に水といえますが、予期せぬ出来事でございました。そしてその理由が、準備手続等で資料もいただいておりますけれども、いまださっぱりよくわからない、こういうのが実態でございます。

そういう意味で、異議申出をさせていただいたということでございます。

お手元の資料をちょっと見ていただきたいんですが、2枚目のカラーの、表になっておりまして、先ほど機構さんのほうからもご説明ございましたけれども、上の表が地震保険の現行の構造区分でございます。現行が左側、右側が今回、変更されようという改定案の枠になっております。

この中で、赤い四角で囲っておりますけれども、I構造という構造の中で「外壁がコンクリート造の建物」の(a-1)木造建物、これに私どもが販売しておる製品が該当するわけなんですが、これが改定案では下の口構造、黄色い部分ですね、これになる、こういう案でございます。

土蔵づくりというのも同様になるわけなんですが、これは数的には実態は少ないかと思えます。

一方、口構造に入っております枠組壁工法、省令準耐火建物、これが、点線で示しておりますが、変更あとはI構造になるという改定案ということでございます。

これでどれくらい違うかということなんですが、保険料ですね、これは1,000万円加入して1年契約の場合でございますが、これも機構さんの資料からとったものでございますけれども、年間

で口構造ですと3万1,300円、イ構造が1万6,900円ということで、1万4,400円上がる、こういうことになりまして、1対2の関係といいますが、約倍近くに値上がりをする、こういうことになりまして、私どもにとっては非常に大きな影響がある、こういうことでございます。

この表の下半分でございますけれども、実は火災保険でございまして、火災保険の場合は参考純率という形で、同じように構造区分が決められております。

現行というのが左側でございまして、これがA、B、C、Dと4つ、C'というのもございますが、4つの区分が現在運用されている区分というふうに、これは保険会社等から資料をいただきまして、それをそのまま載せております。

それが、右側の変更後という形なんです、M構造という、これは耐火のうち共同住宅、マンション等ですね。これは恐らく「マンション」の「M」だと思います。T構造、「耐火」の「T」だと思いますけれども、A構造とB構造がそのままT構造になる。共同住宅以外のA構造とB構造がTになる。C構造、D構造はそのままH構造になる、こういうことでございますが、基本はそうなんです、同じように私どもの扱っております外壁がコンクリート造の木造建物、これがB構造からH構造に移る、こういう案といいますが、こういうことが決められているようでございます。

これ、上と下を見ていただくと全く中身、同じでございまして、特に変更後というところのM、Tとイ構造、これは書き方が違うだけで全く同じでございます。そういうことで、これは機構さん自らおっしゃっておりますけれども、火災保険の構造区分、これがまず最初にございまして、それを準用「準拠」ということでおっしゃっておりますが、準拠されて地震保険に当てはめていらっしゃる、こういうことが明白でございまして、自らこういう説明をおっしゃっております。

先ほど機構さんのご説明の中で論点1とすみません、資料を使わせていただきますけれども、機構さんの配付資料の1ページに、異議申出の論点1ということで回答等、書かれてご説明もございました。こういう中で、外壁ALC版木造建物が一般的な木造建物とどうかという話に対して、特に地震に対しては、ALC版木造が強いということはないとご説明なさっております。ただし、先ほど私、申しましたとおり、この仕組み、区分の仕組みが、まず火災保険の構造区分の仕組みが先にございまして、それをそのまま準拠するというのがルールでやっておられるということでございまして、それをそのまま素直に受け取りますと、火災保険の構造区分が今回、変わるということが問題であって、地震に強いかどうか、ALC版を使った木造建物が地震に強いかどうか、これについては構造区分上、意味がないといいますが、議論してもですね。そういうことではないかなというふうに思う次第でございます。

むしろ、まずは火災保険の区分があるということであれば、木造ALC版建物が火災に強いか

どうか、こういうことをまずご判断いただいて、その上で、そこが論点になるのではないかと
いうふうに思う次第でございます。

さらに、すみません、機構さんの資料を使わせていただきますが、その下の異議申出の論点2、
1ページですね。ここにいろいろ書かれてございます。何度も先ほどから出ておりますが、「親
和的關係にある」こういうふうにご説明をされております。私どもの資料の文章編の1枚目の真
ん中あたりに書かせていただいておりますが、本来、地震に強い構造かという地震に対するリス
クと、火災に強いかどうか、こういうリスク、これにつきましては、基本的には私どもとしては
全く別物ではないか、こういうふうにご考えておる次第でございます。

品確法という法律がございます、その中にも耐震等級、耐火等級というのは全く別個に定め
られております。そういう観点から言いますと、親和的關係でそのまま火災保険の区分を地震保
険に準用する、これについては全く問題ない、こういうふうにおっしゃっておりますけれども、
先ほど言いましたように、品確法上リスクが全く違うというものをそのまま準用するというのは、
やはり無理があるのではないかとというのが私どもの考え方でございます。

お手元の資料の2枚目、もう一度見ていただきたいと思います。カラーの部分でございますけ
れども、例えば地震保険、右側の変更後のところ、構造区分が上のほうにありまして、その中の
(c)にれんが造建物、こういうものがあります。

れんが造というのは、ご承知のとおり、例えば中国で四川大地震がありまして、そういうれん
が造であれば弱いわけなんです、特殊な工法でない限り、非常に弱い構造だというふうに言え
るかと思えます。それなのにイに入っている。イというのは、本来、非常に地震に強い構造だ、
こういうことでございますので、イに入っているということは、これはれんが造が火災に強いか
らイに入っている、こういうふうにご理解できるわけでございます。その点からも、この辺、その
まま準用すること自体にも無理があるのではないかなというふうに思う次第でございます。

最後の論点でございますが、私ども、今、配付させていただいている資料の一番下のところ
ございまして、「機構は、現行の基準料率では、」というところから始まる部分でございます。

実は私どものALC版木造、これがイ構造に現在、今、区分されておるわけなんです、これ
は長年イ構造で区分いただいております。これが一体いつごろから、どういう根拠でイ構造に区
分していただいたのか、これについて質問させていただきました。この質問に対する回答が、こ
れも機構さんの資料で10ページに書かれております。

要約しますと、イ構造に区分した明確な根拠、証拠はございません。しかも状況も明確ではな
い、こういうことを資料の10ページで述べられております。

本来、機構さんの仕事といたしまして、毎年基準料率の妥当性をきっちり検証して、その結果
を金融庁長官に報告する、これがお仕事ということになっておるんですが、その辺のチェックを

行っていないのではないかと、こういう疑いが持たれるわけでございまして、長年そのまま、私どもの構造が今回変わるというのであれば、今までずっとI構造にしてきた理由というものが本来あるのではないだろうか、こういうことございまして、そのチェックもどうなっていたんだろうか、こういう主張でございます。

保険のイとロが1対2、2倍も違ってくるという、非常にこれ差が大きいお話ございまして、その辺を区分、構造が火災と親和的であるとか、これは結果として親和的ということだと思えますけれども、悪く言えば、多少いい加減に決めていたのではないかなというふうにも思われるわけございまして、そうしますと保険の契約者さん、多くの方々が、全く知らないうちにリスクに見合わない保険料を負担し続けた、こういうことにもつながるというふうに思います。

そういう意味で、危険度に見合わない保険料を払うというようなことが起きてはならないかと思っておる次第ございまして、その辺は、これは保険の制度で一般の契約者の方々、私自身も過去、全く知りませんでしたけれども、そういう制度自体にも若干問題をはらんでいるのではないかなというふうに思います。

説明を今まで受けておるわけなんですけど、やはり旭化成建材としましては納得できる内容ではございません。現状の案を最初から白紙に戻してまたお考えいただくというのであればよろしいんですが、このままやられるということであれば、引き続き納得できる説明をいただきたいというのが私どもの意見でございます。

以上でございます。ちょっと長くなりました。

長谷川保険課長

ありがとうございました。

続きまして、公述人の方から意見をお願いしたいと思います。

まず積水ハウスさんから、5分程度でお願いいたします。

積水ハウス株式会社 時安経理財務部部长

積水ハウスの時安と申します。公述をさせていただきたいと思っております。

お手元にお配りの資料のとおりでございますけれども、弊社は木造軸組工法住宅である「シャーウッド」を主力商品の1つとして販売をしておりますけれども、このたびの地震保険の基準料率の変更が、建物の判定をわかりやすくすると言われている一方で、建物区分が、木造軸組工法による建物が、この工法のみをもって一括りとされていることなどから、実際の安全性能がより低い建物が保険料率上、優遇されてしまうという危険を招くことに危惧を覚えております。

また、損害保険料率算出機構殿による建物の判定基準の見直しの際の工法に応じた耐震性の確認結果資料について、適切に公表いただき、関係者の検証を受ける必要があると考えております。この点におきまして、旭化成建材殿と見解を同じくし、利害が一致しております。

せっかく安全性能の高い建物を取得した消費者が、損害保険料率面で冷遇される結果となるべきではありませんし、また、弊社「シャーウッド」のような安全性の高い木造軸組工法建物においては、安全性に関する誤解を招きかねず、弊社営業活動において重大な影響を受けることを懸念しております。

次に、意見でございますけれども、まず1点目、地震による直接的な損害について。

添付させていただいております補足資料の1枚目、木造軸組工法と枠組壁工法の耐震性能に関する比較でございます。

表1をつけておりますけれども、一般的には同等と考えられる、そういう見解でございますので、ここに違いを設けているということについては承服できない。また、弊社の軸組工法が枠組壁工法の信頼性より劣るかのように判断をされるということは、認めがたい状況でございます。

次に、火災に対してでございますけれども、補足資料の次のページでございます。

ここにつきましては、機構殿の回答の7ページ、回答 の下から3分の1ぐらいのところ、「それ以外の約4%の建物でも、」の下なんですが、「天井・内壁にせっこうボードが張られることから、建物内の火災の拡大を防ぐ構造となっています。したがって、枠組壁工法は省令純耐火建物と同等の性能を有する」というふうに回答されておりますけれども、表2に記載しておりますように、枠組壁工法について、省令準耐火の仕様とそれ以外のものとは要件が異なっております。特に内装壁につきましては、省令準耐火仕様がせっこうボード張りを求めているのに対し、要件とはしておりません。

ご参考に、弊社「シャーウッド」については、省令準耐火仕様と同等の仕様をしております。

最後ですけれども、損害保険料率算出機構殿が公開されている資料は、非常に限られております。公開されている資料から読み取れる背面においては、今回の基準料率変更の合理性が不明瞭であると考えております。

参考資料の3ページに載せておりますけれども、その真ん中辺、(2)なんですけれども、兵庫県南部地震の検証結果。日本建築学会近畿支部によりますと、「古いツーバイフォー住宅がなく、老朽化の度合いをデータとして得ることができなかった。建築年数が30年、40年のツーバイフォー住宅が耐震的であるかどうかは不明である」また、同資料では「構造級別を問わず、構造全半壊率はほぼ建築年数に比例して増大をしている」さらに、機構殿が出されている地震の概要と現地調査報告では「新しい建物に大きな損壊はほとんど見られなかった」、そのように記述をされておまして、被害結果は建築年を加味して分析すべきであるというふうに考えております。

最後に、弊社、住宅メーカーですけれども、お客様に火災保険、地震保険の説明をする機会が非常に多くございます。消費者へ合理的な説明をできるような資料の開示をお願いをしたいと思います。

以上です。

長谷川保険課長

ありがとうございました。

続いて社団法人日本ツーバイフォー建築協会さんからお願いします。同じ5分程度でお願いします。

社団法人日本ツーバイフォー建築協会 河合技術部会長

ツーバイフォー建築協会の河合でございます。

私どもが今回、公述申出をいたしましたのは、損害保険料率算出機構様の提案をしております今回の改定に賛同するからということでございます。

私どもの行っております枠組壁工法、通常「ツーバイフォー工法」というふうに呼んでおりますけれども、この今までの性能の高さ、これらの実績がございますが、それを正當に評価していただいたというふうに理解をしております。

まず、ツーバイフォー建築協会ですけれども、昭和51年に設立をした社団法人で、現在770社が属しております団体で、目的といたしましては、ツーバイフォー工法の技術の普及、それから向上、これを目的としております。

ツーバイフォーが日本に導入されたのは昭和49年 1974年になります。今から35年前になります。したがって、まだ新しい工法だと言われる可能性がございますが、実はそれよりも前に、大正時代からも、既にパッケージという形でツーバイフォー工法が日本に輸入されて、建設をされております。そういった過去の実績もございます。

49年に告示として枠組壁工法がオープン化されたわけですが、その当時の住宅の政策、これに基づいて、北米で一般的に行われております、北米で言う一般工法、これを日本に導入するという出発をしております。

その折に1つ、耐火についての考え方が日本と北米とでは少し違っておりまして、北米では、部屋の中からの火災をいかに防ぐかということに重きが置かれております。これは住宅金融支援機構さんの省令準耐火、これにもつながってまいりますけれども、宅室防火ということが導入当時から、これは工法の中に組み込まれているということで出発をしております。

耐震性につきましては、その当時、もう既に木質プレハブが行ってありました設計の基準、耐震的な基準ですね、これを導入した形でできております。告示の内容ですけれども、大変それまでの木造とは異なりまして、詳細にわたって規格がされております。

まず材料でございますが、ツーバイフォー工法と言うように、これは公称ですけれども、2インチ×4インチの材、これはすべてJASの規格、農林規格ですね、これに基づいたものを使っております。それから釘、これもJISのCN釘という、コモンネールと申しますが、一般的な

在来木造で使っております鉄丸釘とは違う、もうちょっと太いものを使っている。それから構造用合板、それからせっこうボードという基本的な材料の組み合わせで、その出発の当時から今に至るまでやってきておるわけです。

現在は、約10万戸の実績がございます。新築着工の約1割を占めるまでになっております。

その過程におきましては、今までいろいろな技術開発を行っておりまして、資料がございます。カラーの、右側に小さな写真が並んでおります「枠組壁工法の技術開発の歩み」というものがございます。これにまとめておりますが、先ほど申しましたように、昭和49年に告示としてオープン化され、その後、右側の写真でいきますと、実大の火災試験、それから実大の構造の試験、5番目には阪神・淡路の地震のときの写真を載せております。最後の7番目には、それを確認する意味での実大の振動試験を行うなど、技術開発を進めてまいりまして、その技術開発の成果を生かすという意味で、告示基準の改定を行ってまいっております。

このように、技術開発を行うということが一つのツーバイフォー建築協会の使命として課せられておりますが、基本的には枠組壁工法は、技術基準、告示と、それから支援機構さんの工事共通仕様書、この2つをもって、最初から今に至るまで設計、それから工事を継続的に行ってきたというところであります。

このような基準を遵守していくという姿勢が、今までの災害、火災に実際の成果として出てきている。これをまた地震の料率として反映していただけるということで、私どもは大変感謝をして、賛同する立場でございます。

以上でございます。

長谷川保険課長

ありがとうございました。

ただいま4人の方から公述をしていただきましたけれども、これらのご発言、あるいは準備手続の中での書面のやりとりなどによって判明しました論点につきまして、私のほうで少し整理させていただきました。その論点について、簡単にご説明したいと思います。

資料を配付してください。

(資料配付)

長谷川保険課長

大体行き渡りましたでしょうか。

まず、これは3つの論点に分けておりますけれども、第1の論点としては、地震保険の基準料率上の区分は、原則として火災保険の参考準率上の区分に準拠しているわけですが、これは改正前も改正後も同じなんです、これは妥当かという点であります。仮に妥当でないとするれば、地震保険独自の料率というものを考えなければいけないわけですが、そういうものが実際

にあるか。しかも、それがある程度普及しているような基準でないといけないと思うんですけれども、そういうものがあるかどうかという点が1つ、論点になると思います。

2番目ですけれども、仮に1番目の論点について、これが妥当だとしたとして、そうしますと、地震保険の前提になっています火災保険自体も問題になるわけですが、今般、火災保険、それから地震保険、両方の改定において外壁ALC版木造建物、今回、旭化成建材さんがおつくりになっている建物ということですが、この外壁ALC版木造建物について、耐火性及び耐震性に関して従来の安い保険料の区分から高い保険料の区分に変更しているわけですが、これが妥当か、合理的な理由があるのかということですね。

それから3番目は、これは逆の方向になるわけですが、枠組壁工法建物、いわゆるツーバイフォー建物ですが、こちらのほうは、今般の火災保険及び地震保険の料率改定において高い保険料の区分から安い保険料の区分に変更されているわけです。

それがわかりやすいのは、旭化成建材さんの資料を見ますとわかりやすいかと思いますが、実は若干、旭化成建材さんの資料も不正確かなと思ったんですが、赤色で書いてあります外壁ALC版の木造建物は、まさにこのとおり、保険料が安い区分から高いほうの区分に変更されているわけですが、枠組壁工法建物については、地震保険については確かに下から上に上がっているわけなんですけれども、保険料の高い区分から安い区分に変わっているんですが、火災保険のほうはこの資料によるとC'構造となっていて、これは保険料はB構造並みということで、実際は保険料が安い区分になっているわけですが、これは省令準耐火建物については保険料はB構造の安いほうからT構造の、やはり安いほうにそのまま移っているということなんです。枠組壁工法の建物については、これは省令準耐火建物については従来もB構造並みということで安くなっていて、それがそのまま安い保険料の区分に行く。省令準耐火建物になっていない枠組壁工法は、従来はCで保険料が高い区分に入っていたわけですが、これも含めて今回の改定では枠組壁工法ということですのでT構造の保険料の安い区分に行くというのが正確な区分だと思います。

そういうことで、実は枠組壁工法の建物については、省令準耐火に該当するものが大半のようですが、一部該当しないものもあるようでして、それも含めて、今回の改定案では安い保険料のほうに移されているということになっているわけです。

その資料としては、機構さんのほうの提出された資料20ページですね。

この住宅金融支援機構のデータの中で、「年度別」とあって、これは枠組壁工法住宅の構造別の戸数推移ですが、「準耐火構造」と書いているのが一番右側で言うと累積になって、平成16年度においては累積で96%ですが、残りの4%弱は省令準耐火構造ではないものということになります。また、各年度ごとに見ますと、左側ですが、例えば平成16年度においては省令準耐

火構造は88%、これに対して省令準耐火構造以外は12%弱となっています。17年度以降が統計データないんですが、これは恐らく住宅金融支援機構の直接の融資がもう限定的になっているので、恐らくデータがないからではないかと思えますけれども、このように、100%ではなく何割かについては省令準耐火に該当しない枠組壁工法があるわけですが、これも含めて、従来の高い保険料区分から一律に安い保険料区分に変更することになっている。これが妥当であるかというのが3番目の論点であります。

それでは、ちょうど1時間ぐらいたってしまいましたので、あと1時間ぐらいで終えたいと思いますが、各論点10分ぐらいを目安に、それぞれ意見を陳述していただきたいと思えます。

なお、この3つの論点をもって、内閣府令第16条に基づく準備手続により明らかになった事項ということで整理させていただきたいと思えます。

それでは、まず論点の第1につきまして、それでは、機構さんのほうからこの点についてご意見を述べていただきたいと思えます。

損害保険料率算出機構 関根常務理事

それでは、まず1番目、地震保険の料率上の区分でございますが、先ほど旭化成建材さんからもございましたが、この点は、もちろん耐火性と耐震性というのはリスクの性格が違うということはおっしゃるとおりでございます。そういうことを認識した上で、やはり実態的に親和的な関係があるということが定量的に把握できるということ考えた結果でございます。

3点から申し上げますけれども、1つ目は、火災保険と地震保険の支払実績でございます。

これは今日の資料1ページをごらんいただきたいと思えます。

ここにお示ししておりますように、火災保険、それから地震保険の契約を地震保険の部分で耐火グループと非耐火グループに分けて、それぞれの保険での支払保険金や支払件数の実績、これを比較いたしますと、耐火グループの危険度を1としたときの非耐火グループの危険度は、火災保険、地震保険それぞれにおいて2倍以上となっております。このことから、耐火グループは火災保険と地震保険の双方で危険度が低く、耐火性と耐震性の実態的危険の格差は親和的な関係にあるというふうに考えております。

2点目でございますが、これは消防庁の火災統計、それから地震被害調査についてでございますが、これは同じく資料6ページ、それから7ページをごらんいただきたいと思えます。

まず、消防庁の火災統計は6ページでございます。ここでお示ししておりますように、この火災統計、それから7ページの日本建築学会等における1995年の兵庫県南部地震、それから2004年の新潟県の中越地震、それに2005年の福岡県西方沖地震、この3地震の被害調査のいずれにつきましても、耐火グループと非耐火グループとの間で危険度に差がございます。このことから、耐火グループは消防庁の火災統計と、それから地震被害調査の双方で危険度が低く、耐火性と耐震

性の実態的危険の格差は親和的な関係にあるというふうにとらえたものでございます。

次に3点目として、建築基準法における耐火性能でございますけれども、建築基準法及びこの関連告示では、これは資料13ページから17ページにおつけしておりますように、建物の壁や屋根などという主要構造部が満たす耐火性能の違いによりまして、耐火構造、準耐火構造、防火構造などというふうに規定いたしまして、主要構造部が耐火構造である建物を「耐火建築物」、主要構造部が準耐火構造である建物を「準耐火建築物」、それから主要構造部のうち外壁と軒裏のみ性能を定めた防火構造以下の構造である「耐火または準耐火以外の建築物」に分類しております。

先ほど第1点目、第2点目で申し上げましたとおり、耐火グループが火災と地震の両方で危険度が低いと申しましたけれども、このことは、例えば建築基準法上、耐火性の高い耐火構造、準耐火構造というのは、この資料15ページから17ページにございますように、防火構造とは仕様が異なっておりまして、同様の材質の壁を用いて建築物を建てた場合、防火構造に比べ、準耐火構造以上では、より厚い壁を用いると規定されていることなどが影響しているのではないかというふうに考えてございます。

長谷川保険課長

ありがとうございます。

異議申出人のほうからは何かありますか。

旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長

論点の1番目の、今、ご説明いただいたんですけれども、私どもは文書で述べているとおり、大分意見が異なっております。

資料1でご説明されましたので、ちょっとそこを見ていただきたいんですけれども、機構さんの資料集の資料1ですね。

これは全体として耐火グループと非耐火グループ、火災と地震で親和的關係にあって、大体リスクは合っているよ、こういうご説明だと思います。

私ども問題にしていますのは、木造ALC版建物でございます、ここの耐火グループ、(A+B構造(イ構造))となっておりますけれども、これは現状の構造区分でグラフをつくられているというふうに、これは質問させていただきまして、そういうお答えをいただいております。したがって、耐火グループに木造ALC版が入っております。逆に、枠組壁工法は非耐火グループに入っているかと思っております。そのデータをもとにこういうグラフをつくられて、1対2.8、1対2.1、こういう表をつくられて、親和的である、こういうお話でございました。

先ほどの関根常務さんのお話も、耐火グループは火災と地震両方でリスクが低いということが確認できたと。耐火グループの中に私どものALC版木造が入っております。ということは、私どものALC版木造、これが火災も地震もリスクが低い、こういうふうにおっしゃっているので

はないかというふうに思います。なのに、なぜイから口が変わるんですか、こういうことを申し上げたいわけでごさいます、非常に論理矛盾がごさいます。

先ほどからずっとおっしゃっている「親和的關係」ですね。非常におもしろい言葉でございませうが、要するに「大体全体は合計が合っていますよ」こういうお話かと思ひます。

先ほど私どもの意見の中で、例えば地震に強いというところに、れんが造あるいは石造、コンクリートブロック造、こういうものも入っております。この辺は、すべてとは言ひませんが、大体において、建築実態少ないですけれども、一般的には非常に地震には弱いはずで、火には強いです。同じように、ALC版木造、こういう個別の構造についてイに入るのが妥当か口に入るのが妥当か、こういう議論を今、議論といひますか、そういうところを問題にしているわけであつて、「全体で合計すると大体合っていますよ」こういう話は全く今回の議論とは、意味のない部分ではないかというふうに思ひます。

もう一つ、すみませう、資料23ページですね。たびたび資料をお借りして申しわけございませう。

一番後ろでございませうが、これは、私どもが準備手続の中で質問をさせていただきます。資料1の表といひますか、棒グラフを年代別に分けたらどうなりますか、こういう質問をさせていただきます、こういう資料をいただきました。

これを見ていただきますと、例えば築10年未満におきましては、これは地震だけですけれども、グラフが違ふわけですね。当然ながら非常に、築10年から20年というところは、これはたまたまかどうかわかりませうが、非耐火グループがぐつと危険度が上がっている。要するに、年代別に分けるとバラバラになるよ、こういう資料でございませう。

これを先ほどの火災の資料1の危険度の比率、火災のほうは件数で1.0対2.8、保険金で1.0対2.4、こういう比率でございませう。したがひまして、一番後ろ、23ページですね、築10年未満だけ切り取りませうと1.0対0.7ですから、全く親和しておりませうですね。

ですから、要は、今までの累積を全部足し算してイと口を地震と火災のリスク両方につくつてみたら、たまたま合計が大体合ひました、こういうふうなご説明だというふうに私どもはどうしても認識してしまひませう。

そういう観点から言つて、まさに地震と火災というのは、やはりリスクは全く別物でございませうので、そこを準拠してやっておるといひるのは妥当とは思ひないということでございませう。

長谷川保険課長

それでは、異議申出人に伺ひませうけれども、地震保険の基準料率を火災保険の参考準率に準拠して策定しているのは妥当でないとするば、具体的にどのような基準であれば妥当と考えられませうか。

旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長

私どもは火災は火災、地震は地震だと思っております、なぜ今回、火災も地震も両方評価が下がっているのかというところが不明でございまして、準拠しているからということなんですけれども、すみません、2の問題にちょっと絡みますけれども、先ほどちょっと申し上げたとおり、あくまで火災が先にあるということであれば、それを統一的にちゃんとやっていただきたいということでございます。

長谷川保険課長

ということは、1の論点よりも2の論点のほうに重点を置いて考えておられるということですか。

旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長

そういうことです。

長谷川保険課長

では、1の論点はよろしいですか。

損害保険料率算出機構 丸楠地震グループリーダー

先ほどありました私どもの資料1で、火災と地震の親和性ということで、イ構造の中に外壁ALCが入っているということで、それはちょっと矛盾しているのではないかということに関してなんですが、私どもの資料4、そういった現行のイ構造とロ構造という括りで言うと、確かにイ構造のほうに外壁ALC版の建物が複合されておりますけれども、別の観点で見た、壁別という形で見たときにはこういったデータになっておりまして、そういう意味では、イとロという形で分ければ、火災と地震の親和性という観点で資料1は説明させていただきましたが、壁別に見るとこういった結果もあるということが1つでございます。

長谷川保険課長

そうですね、資料1はあくまでも火災と地震の親和性を説明するために用意された資料ですね。確かに、たまたま外壁ALCはイに入っていますけれども、この資料でもって外壁ALCがいいという立証は、必ずしも十分にはできないだろうという気はいたしますから、それは論点2のほうで今から十分に、それぞれ主張して立証していただければというふうに思います。

それでは、論点2のほうに入りまして、論点2について、まずは機構のほうから、何ゆえ今回、外壁ALC版木造建物を保険料の安い区分から高い区分に変更したのか、もう少しわかりやすく説明いただけますでしょうか。

損害保険料率算出機構 関根常務理事

正確に申し上げますと、外壁ALC版木造建物をロ構造としたことの、私どもが主張させていただきたい合理性でございます。

地震により発生した火災、いわゆる地震火災、これに起因する損害について、被害実績などから、外壁ALC版木造建物と一般的な木造建物との間に実態的な危険の格差が存在するかどうかを定量的には把握できませんけれども、地震保険では地震火災だけではなく、損壊等による被害も補償するため、地震火災に起因する損害及び外壁が地震保険料率に与える影響、この点から、外壁ALC版木造建物と一般的な木造建物との間に、異なる料率区分とすべき実態的な危険の格差はないというふうに考えます。

まず1つ目の、地震火災に起因する損害でございますけれども、地震火災におきまして、地震火災に起因する損害に関する危険の格差は、建物の外から受ける類焼による損害だけではなく、自らの建物から出火した火災、いわゆる自火、これも考慮して判断しなければなりません。そしてこの場合に、この自火による損害を外壁の耐火性能だけで判断するという事は、当然のことながら、適切であるとは考えられないというふうに考えております。また、類焼による損害に関しましても、外壁だけで効果を判断することは、今から申し上げます2点から、不十分であるというふうに考えております。

1つ目は、類焼による損害の軽減には外壁のみでなく、これは資料13ページを恐れ入ります、ごらんいただきたいと思いますが、ここに建築基準法に言う「延焼のおそれのある部分」ここに位置しております屋根及び窓などの開口部すべてが外壁などと同等の耐火性能を持つ必要があるとともに、建物内の火災の拡大を防ぐ性能を持つ必要がございます。

2点目でございますが、ALC版には防耐火性能が異なる種類が存在いたしまして、耐火構造向けのものから防火構造向けのものまでございますようで、防耐火性能にかかわらず、外壁ALC版木造建物のすべてを一般的な木造建物より防耐火性能がすぐれているとする理由にはならないのではないかというふうに考えております。

次に、第2点目の、外壁が地震保険料率に与える影響についてでございますが、地震保険において考慮すべき実態的な危険というのは、地震保険が補償する損壊、焼失、流失など、保険の対象である建物あるいはその収容動産に損害を生じさせる危険を総合的に判断すべきものと考えております。

先ほど地震火災について述べさせていただきましたけれども、現在の地震保険の純保険料率では、揺れによる損壊危険が大半を占めておりまして、これは資料12ページにお示ししておりますとおり、火災危険の構成割合というのは約8%にすぎません。このため地震時の火災危険に対する被害を軽減したとしても、それが保険料率に与える影響は限定的であると言えるのではないかと思います。

また、最近の主な地震による地震保険の支払実績によりますれば、先ほどちょっと先んじてしまいましたが、資料4ページ、それから5ページにお示ししておりますように、損壊による被害

も含めた外壁ALC版木造建物等の危険度が外壁木造系の建物と比べて低いとは言えないというふうにあります。

また、建築基準法には外壁の種類による耐震性についての記載はございませんで、外壁の種類によって建物全体の耐震性が左右されるような取り扱いにはなっておりません。

さらに、日本建築学会作成の標準仕様書における外壁材についての記述でも、これは資料18ページに掲げておりますけれども、アンダーラインをしております。ALCの外壁パネルは他の外壁と同じように、「パネルは構造耐力を負担しないものとする」というふうにされております。

釈迦に説法になって申しわけございませんけれども、構造耐力といえますのは「地震の揺れなどに対して建物が壊れないように耐える力」とありますから、外壁パネルがこの力を負担しないということは、言いかえると、外壁パネルは建物が地震に耐えるための役割を担っていないということの意味しているのではないかというふうに考えます。

以上、述べましたことから、口構造とすることには合理性があるというふうに考えております。

長谷川保険課長

今、るるおっしゃったことは、地震保険の料率改定において外壁ALC版木造建物を保険料の高い区分にしたことについての妥当性についておっしゃったわけですが、そもそも1で言ったように、火災保険の参考純率に準拠しているということは仮に妥当だとして、そうすると、火災保険の参考純率においても、すなわち耐火性においても外壁ALC版木造建物というのは、やはり通常の木造建物と同じように、保険料で言うと高い区分に変更すべきだとなったわけですね。

それが、簡単に言えばそのまま平行移動していったわけですから、地震もさることながら、そもそも火災における耐火性において、この外壁ALC版木造建物というのは一般の木造建物と同じだということで考えていいのでしょうか。

損害保険料率算出機構 関根常務理事

今日は地震の基準料率ということで、資料としては参考資料というふうに火災のデータをつけております。これは資料21ページをごらんいただきたいと思いますが、その点から、火災保険の壁の種類別の支払実績データから見ましても、同じようなことが言える。これは参考でございますが、この点についてはさらに……

長谷川保険課長

これを見れば、大体そうですね。

損害保険料率算出機構 関根常務理事

このような、証左としてつけさせていただいております。

損害保険料率算出機構 市川総務企画部長

もう一つ補足してよろしいでしょうか。

長谷川保険課長

どうぞ。

損害保険料率算出機構 市川総務企画部長

今の点と、それから先ほど来、旭化成建材さんから出されている資料の、私どもの今回の保険料改定の表でございますけれども、カラー刷りの表でございます。

ちょっと一部、先ほど長谷川課長さんからもありましたけれども、私どもの資料として配付しております「ニュースリリース」をごらんいただきますと、「ニュースリリース」の2ページに同じような表を載せておりますが、私どもは今回、外壁がコンクリート造の建物のうち、木造建物のすべてを口構造としているわけではございませんで、私どもの資料をごらんいただきますとわかりますように、準耐火とか省令準耐火といったようなものを満たしているものについては、そのまま構造ということございまして、これは私どもの資料よりというふうに注釈をしておりますけれども、下に下がる部分を強調されるという意味でそうされたんだと思いますが、ちょっと1点、それだけは補足させていただきます。

長谷川保険課長

わかりました。これは旭化成建材さんのほうのカラー刷りの資料で言えば、赤印でイから口に落ちたりBからHに落ちてはいるけれども、実際は、省令準耐火に該当する場合は引き続きイならいととし、火災で言えばTのほうに行く、こういうことですね。

損害保険料率算出機構 市川総務企画部長

そのとおりです。

長谷川保険課長

その上で、異議申出人のほうからありますか。

旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長

まず、先ほどからも述べさせていただいておりますけれども、確認したいのは、先ほど主宰者の長谷川課長さんもおっしゃっていましたが、これはあくまで火災の構造区分、これが先にあるというのは間違いございませんですね。その上で決めているということで、先ほどからご説明が、木造ALC版の耐震性が一般と変わらない、こういうご説明をるされたんですけれども、これについて私ども、強く否定するつもりはございません。

私どもの商品は、あくまで防耐火性能、これは非常に高いというふうに自負しておりまして、先ほど資料21という資料をお示しになりましたけれども、この保険の、これN数が、一体どれだけのN数でとられたのか。これは平成15年以降の資料でございますし、枠組壁工法が極めてこれ、対象保有金額が少ないですね。外壁ALC版木造のほうが圧倒的に少ないですから、売っている

量が。枠組壁工法は、先ほどご説明ありましたけれども、年間10万戸やっておられます。我々は3万5,000くらいですから、本当はここが3倍くらいあるべきですね。それが外壁ALC版木造がむしろ保険保有金額が多い、こういうようなこと。

あるいはこれ全体の合計値も、どうもこれ、保険統計から見ますと7分の1ぐらいの金額しかございません。これ全部合計しますと。ですから、網羅的につくられている資料ではございませんので、非常にこれは、あくまでサンプルデータではないかなというふうに推察をしております。N数の少ないですね。

ということで、これをもって、この資料21をもって外壁ALC版木造の火災のリスクが非常に高い、こういうことにはならないのではないかなと思います。

ですので、ちょっと長いんですが、ちょっとサンプルを今回、持参しました。木造に使うALC版というのはどんなものかをちょっとだけ見ていただきたいという意味で、先ほど説明で、厚さ50ミリのものと37ミリのもの、こういうパネルを私ども販売しております、木造に使うのはこの2種類でございます。軽量気泡コンクリートでございます。

(資料を提示)

旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長

それに対しまして一般の木造に使われる、これはちょっと語弊があるかもしれませんが、今、彼が持っておりますのは金属系のサイディング材というものです。これは寒冷地、東北あたりではこれが主流かと思えます。

あと、一番多いのが窯業系サイディング。皆さんプロの方もいらっしゃいますので釈迦に説法ですが、新築で一番シェアが高いのが、やはり窯業系サイディングと言われているもの。これは厚さが14ミリのものございまして、これが今現在、新築においては最も普及をしている一般的なものではないかなというふうに思います。

すみません、サンプルを見ていただくとわかるとおり、厚みも全然違いますし、気泡を持っておりますので、これは耐火性能にも非常にプラスに効いております、ALCというのは国交省等でも聞いていただくとわかるとおり、非常に防耐火性能が高い素材というのは、もう定評がございます。

それで、これを火災の危険度が非常に高いんだということを、今回、仮提案では出されているということでございます。

もう一点だけ、長くて申しわけございませんが、今まで、では、なぜ火災保険ではB構造、地震保険ではイ構造、ここに区分されていたのが、こういうところをはっきりしない限り、今回変更するということは、今までがどうであったという問題があつて、あるいはどう認識されていて、毎年チェックをされているという前提で、どういうチェックをされておつて、それで今回変

えることになったのか、この辺のご説明がないとやはり納得感がないというのが私どもの意見でございます。

長谷川保険課長

それは私も聞きたいんですけども、その前に、ちょっと私、素朴な質問なんですけれども、今、ALC版というのは初めて私、現物を見ましたけれども、確かに耐火性能はありそうなんです、外からの火には強いと思うんですけども、火事というのは家の中から出てくるんだと思うんですが、木造の建物の外側に張っているわけですよね。中側の火事に対しても強いんですか。旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長

省令準耐火のレベルで言いますと、室内側からせっこうボードですね、12.5ミリ、12ミリ以上張りまして、15分もてばいい、こういう省令準耐火の在来木造での基準がございまして、そのレベルから言いますと、私ども、これ鉄骨下地ですけども1時間耐火構造も50ミリはとっておりまして、そういう観点から言いますと、これ1枚だけでどうかという議論はありますけれども、当然住宅の場合は室内側にせっこうボードを張りますので、複合的には、実態的には省令準耐火並み以上の性能は有しているというふうに我々は考えております。

長谷川保険課長

省令準耐火の基準を満たしているものは、論理的には当然ですけども、省令準耐火の耐火性はあるということ……

旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長

ご承知だと思いますけれども、省令準耐火が在来木造でオープン化されたのが今年1月13日からございまして、まだ実績がないということでございます。ですから、そういう意味では、実績のないものがどうこうという、あるいは比較したこともありませんし、そのところはちょっと、今後の話かなというふうに思います。

長谷川保険課長

いずれにしても、中からの火に対して耐火性があるかどうかは、中でせっこうボードを張っていると、そういう省令準耐火と同様の仕様をすれば耐火性があるということですか。

旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長

それと、特に地震時等々だと思いますけれども、これはちょっと具体的なデータはございませんけれども、これは兵庫県南部地震のときもそうですけれども、火が出ます。そこから、やはり大地震の場合には延焼、類焼ということが起きてきて、消防車が入れなければ、これはどれだけの時間ももちこたえられて火が外へ出ていくか。これは先ほどのご説明で、もちろん開口部とかいろいろ複合的にはございますけれども、少なくとも外壁1枚で耐え得る力というのはあると考えております。その時間を稼ぐという意味ではですね。

長谷川保険課長

いずれにしても、「外壁」ALC版木造建物とされているわけですから、外からの火に強いという意味だと思うんですが。

旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長

それは室内側からも効果がゼロではないというふうに申し上げたわけで、もちろん外からの火は、全く非常に強くというふうに自負しております。

長谷川保険課長

異議申出人のほうから今、疑問を提示された、では今回、外壁ALC版木造建物を保険料の高い区分に直したわけですけれども、それぞれ火災保険、地震保険、両方についてですね。それでは、何でもともと安い保険料の区分にあったのか。もともと想定されていたのかどうか、あるいは想定しなかったけれども何か事情の変更があったのか、その辺の経緯をちょっとご説明していただけますか。

損害保険料率算出機構 市川総務企画部長

それでは、私からご説明いたします。

資料でこの経緯は、旭化成建材さんから求釈明の(1)ということでもいただいております、資料本体の10ページでございます。

まず、外壁コンクリート造の木造建物が、建物の構造区分において、I構造に区分された時期はいつかということでございますけれども、まず、ALC版パネルは当初、鉄骨の建物に使われるということで始まったものではないかと思っておりますけれども、我々も外壁にコンクリート版を使用した木造建物ということは想定をしておりませんでした。ですから「外壁コンクリート版を使用した木造建物」をいつからI構造と、我々が明確にI構造にしようということは、時期はありませんという意味は、そういう意味でございます。

従来からコンクリート造とか鉄骨造建物には用いられていたということで、他の主要構造部の種類によらず、I構造というふうにしていただいていたわけでございます。これは外壁がコンクリートの建物であれば、保険の引き受け実務の効率性ということを考えて、他の主要構造部もコンクリートや鉄骨であるというふうに想定したためでございます。

したがって、この考え方のゆえに、外壁にコンクリート版を使用した木造建物も、外壁がコンクリートであるということからI構造になっていたというのが経緯でございます。

その下の(2)でございますが、では、毎年行う検証でそういったことが問題視されたことがなかったのかというご質問をいただいておりますが、この外壁にコンクリート版を使用した木造建物については、我々は地震保険において壁別の詳細なデータを持っておらなかった関係で、危険度評価に使用可能なデータがありませんで、毎年を検証でその妥当性を評価できる状況ではな

かったということでございます。

前回の改定でもその状況は変わりませんで、しかし、数年前から、平成17年から、より詳細な壁別データをとるといふふうに統計報告の考え方を変えまして、とり始めたことによって、今回このような評価が可能になったという事情でございます。10ページに書いてあるとおりでございます。

長谷川保険課長

ということは、もともと外壁がコンクリート造りの建物というのは鉄骨の建物を想定していたということですか。

損害保険料率算出機構 市川総務企画部長

さようでございます。

長谷川保険課長

そのうち木造建物にも、コンクリートの外壁がつくような建物が出始めた。当初はデータがなかったのを改定できなかったけれども、データが集まってきたので今回、これはやはり危険度は通常の木造建物と同等だということで、高い保険料のほうに振りかえたということですね。

損害保険料率算出機構 市川総務企画部長

そのとおりです。

旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長

データがなかったのも、そういうチェックができなかったというようなお話なんですけれども、私どもの製品は、もう30年以上前から木造に使ってありまして、普及度は7%程度しかありませんけれども、それでもテレビコマーシャルを木造でやったり、随分過去やってありまして、こんなものが存在しているといふふうに認識されなかったというのは、ちょっと意外ですね。

これ以外の建物、先ほど言いましたれんがだの、いろいろございますけれども、そういう構造についての、要は余りチェックを毎年やっていません、こういうことかなといふふうに今のお答えを聞いて感じたわけございまして、これはイ構造、ロ構造で、例えば一割二割が違います、あるいは10%違います、これでしたらまだわかるんですけれども、2倍も違うわけですね。

これは一般の方が聞いたら怒るのではないですか、保険の契約者の方ですね。怠慢で、もう何か知らないけれども、チェックもせず放置しておりました、こういうお答えですよ。ですから「うちは何構造だったろう。おかしいじゃないの」みたいな話を、これは一般の地震保険に入っている方々が聞いたら「え？ 機構さんというのはそういうことをチェックする団体さんじゃないんですか」みたいな話にならないでしょうかね。ちょっとそこが私ども、非常に疑問が残る。今のご説明では全くわからない。2倍も差をつけている理由もよくわからない、こういうことでございます。

いい加減に分けているのであれば、むしろそんな2倍も差をつけた区分自体に問題があるのではないですかね。

扶桑法律事務所 川原弁護士（旭化成建材株式会社側出席人）

若干の補足をよろしいでしょうか。

長谷川保険課長

どうぞ。

扶桑法律事務所 川原弁護士（旭化成建材株式会社側出席人）

本日、機構さんのほうでは、枠組壁工法をイ構造に区分変えたことについて、先ほど根拠と証拠をお述べになられたわけです。そしてツーバイフォー協会の方も、実績を評価されてイ構造に入ったんだというふうに、うれしく思うと、こうおっしゃっていましたよね。

では、ALC版の木造建物がイ構造に区分されたときの考え方を、ぜひ明らかにしてほしい。それが今回、我々がまさに機構さんの今回の区分変えに対して主張すべき根拠と証拠があることになりませんかというのが我々の主張です。

長谷川保険課長

それは今、説明があったじゃないですか。要するに、もともと外壁がコンクリート造りの建物というのは、鉄骨の建物にコンクリートをくっつけるような建物を想定していたんですと。ところが、だんだんコンクリートが軽量化されて、知らないうちに木造建物にコンクリートを張り付けるような建物が出てきた。それで、確かにタイムラグはあるんですけども、今回、それはちょっとおかしいだろうということで区分を変えたという説明がありましたよね。

扶桑法律事務所 川原弁護士（旭化成建材株式会社側出席人）

でも、現行でイ構造に入っているわけですよ。それはいつ入って……。外壁ALC版の木造建物として入っているのではないのでしょうか。

損害保険料率算出機構 関根常務理事

今、経緯は市川からご説明したとおりでございまして、いつから入ったのかというのは、木造建物に外壁ALC版をおつけになるような工法がいつからかがわかると、そのときからということになってしまいますね。

扶桑法律事務所 川原弁護士（旭化成建材株式会社側出席人）

現行のイ構造の中に、任意の(a)として「外壁がコンクリート造の建物」とあって、また、その下の(a-1)ということで「木造建物」こういうふうに区分されていることは事実ですよ。

損害保険料率算出機構 永島火災・地震保険部長

こちらのご説明の資料は、これは実態のところを書いているもので、この部分が変わりますということですから、こういう表示をしておりますが、もともとのこの火災保険での考え方、先ほど私ども

の市川が申しましたが、この部分に関しましては、外壁コンクリートであれば中は、昔の場合は、建築関係者の方ならよくご存じですけれども、ALCといえば鉄骨造というふうな状況で、ALCだけではなくて、当時、コンクリートの、今でも木造に本当のコンクリートをつけるというのはほとんどないとは思うんですけれども、そういう状況で、木造ではなくて、中の柱とかのところは特に言うておらず、外壁コンクリートだけで、通常はコンクリートが鉄骨造にしか使わないというふうに想定していたので、そういう規定でございまして、木造というような表示は全然使ってございません。

ですので、その規定の中でそういうものが後から出てきたところで、こういう問題が発生していた。

長谷川保険課長

要するに、「木造」と書いてあるわけではないということですね。この表は説明のわかりやすさから「木造」と書いてあるけれども、規程上は、別に「木造」と書いてあったわけではないということですね。

損害保険料率算出機構 永島火災・地震保険部長

(うなづく。)

旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長

木造のコンクリート外壁がある、世の中に存在するということを認識されたのはいつなんでしょう。

長谷川保険課長

すみません、余りこの話は、いつ認識したかとか議論をしても余り生産的ではないと思いますので、この論点2については、外壁ALC版木造建物について、従来は、要するに省令準耐火であろうがなかろうが全くもう関係なく、外壁にコンクリートをつけていればそれだけで安い保険料になっていたわけですね。それを今回は一たん、一般の木造建物と同じ高い保険料率に、言い方は悪いかもしれませんが落ちて、その上で、省令準耐火の基準を満たしていれば上に上がる、従来どおり安い保険料になるという、そういう改定になっているわけですね。

それはある意味では一つの合理的な考え方によるのではないかなという印象は私、受けているんですけれども、そうではないということですか。

旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長

30年以上もこれで運用されていまして、30年前に保険会社さんに全部当たりまして、私どもの木造でこういうものを使います、厚みはこれでございます、これを全部確認させていただいて、どこに該当しますかと。これは火災保険の話ですけれども。そのときに「B構造です」と皆さんおっしゃるものですから、ではB構造だということで運営をしてきたわけです。これを長年事実

として、年間3万5,000棟が少ないかどうかわかりませんが、ストックで言いますと80万戸以上あるわけですね。これに対する影響度ということは少なからず大きいですよ。

そういうことをちょっと認識いただきたいなと思います。

長谷川保険課長

今回の改定で、火災保険について影響度合いを緩和するための措置は講じていますか。

損害保険料率算出機構 関根常務理事

火災保険も地震保険も経過措置を設けておりまして、そのまま、例えば地震保険で言えば2倍になるということにはしていません。

「ニュースリリース」をごらんいただけますでしょうか。「ニュースリリース」の「構造部分」というところの一番下でございますけれども、下から2行目のところ、「負担軽減の観点から、基準料率の引上げを30%までとする激変緩和措置が適用されます」というふうに、今、ご指摘のありましたところは、そのようにさせていただいております。

損害保険料率算出機構 市川総務企画部長

既存の契約についてです。

長谷川保険課長

なおかつ省令準耐火に該当していれば、変更後も引き続き安い保険料の区分になるということですね。

損害保険料率算出機構 市川総務企画部長

そのとおりです。

長谷川保険課長

論点2については、ほかに何かございますか。

旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長

今の最後のところですけども、地震保険は最長で5年ですかね、契約は。1年契約が多いわけですし、その激変緩和措置というのはわかるんですけども、新築については全く当たりませんので、新築においては倍になる。これは火災保険も同様ですけども、そういうことで、影響が大きいということでございます。

長谷川保険課長

新築の場合に、省令準耐火の仕様にすることはできないんでしょうか。

旭化成建材株式会社 重岡住宅資材事業部長

可能性としては、ございます。

長谷川保険課長

それでは、論点2はよろしいですか。

続いて論点3にいきますけれども、今度は枠組壁工法の建物については、今度はまた逆なんですけれども、省令準耐火に該当しないものも含めて、すべて従来の高い保険料率の区分から安い保険料の区分に変更しているということなんです、これはどういう考え方からやっておられるんでしょうか。機構のほうからご説明いただけますか。

損害保険料率算出機構 関根常務理事

枠組壁工法建物は、もちろん木造建物の一工法であります。これもイ構造に、いわゆる耐火性能、耐震性能があるのでイ構造に組み入れたということでございますけれども、この理由について述べさせていただきます。

まず、枠組壁工法建物の耐火性能についてでございますけれども、枠組壁工法は、建物の安全性の基準といたしまして、住宅金融支援機構が発行いたします枠組壁工法住宅工事仕様書、通称は「共通仕様書」というふうに言われているようですけれども、これを原則として使用しております、工法導入当初から、これは資料19ページにありますように、建設省の通達によりまして、共通仕様書に定められたものは構造耐力上の有効性と安全性が確認されたものであるので参考とすること。それから、共通仕様書によらない場合または定めていないものについては、構造計算等により安全性を確認すること、こういうふうにされております。

それから、その次のページ、資料20ページをごらんいただきたいと思います、今、主宰者から既に言われましたけれども、住宅金融支援機構の「個人住宅規模規格等調査報告」の昭和56年度から平成16年度までの累積データによれば、この共通仕様書どおりに建てられた枠組壁工法建物は、省令準耐火以上の性能を持つものが約96%を占めております。確かに、4%のところをご指摘の問題ですけれども、私どもの今の考え方といたしましては、工法そのものにファイヤーストップ材を設け、天井、内壁にせっこうボードが張られるという特徴から、建物内の火災の拡大を防ぐ構造になっていると言えるのではないかと考えております。

そういうことから、枠組壁工法は省令準耐火と同等の性能を有するものとして、イ構造というふうにしたところでございます。

2つ目といたしまして、被害実績から評価された耐震性能についてでございますが、これは恐れ入りますが資料の前のほうで、資料7ページの一番上、図7-1をごらんいただきたいと思います。あわせて資料8ページ、9ページにございますように、1995年の兵庫県南部地震、それから2004年の新潟県中越地震、この地震における被害調査におきまして、枠組壁工法建物の被害は少なく、または被害を受けた場合であっても全壊や半壊が少ないということが示されております。

それから、またちょっと別の資料をごらんいただきたいと思います、資料2ページ、3ページにございますように、これは地震保険の支払実績データでございますけれども、枠組壁工法建物は被害が少ない結果となっております。

こういうことから、この工法建物を独立した区分としております。

以上でございます。

長谷川保険課長

よくわからないのは、先ほど来る議論したように、外壁ALC版木造建物は、従来はもうそれだけですべてよかったのを一たん一般の木造と同じにして、そして省令準耐火のように一定の基準を満たしたものは従来どおりいい保険料率にするというふうにしたのに、どうして今度、枠組壁工法だけは、省令準耐火に該当しようがしまいがすべていいほうに区分してしまったんですかね。そこがいま一つ、まだ得心がいかないんですけども。

損害保険料率算出機構 市川総務企画部長

その点は関根が申しましたとおりでございますが、96%といいますか、ほとんどが省令準耐火であるということと、データ上、すぐれた結果が出ているということをもったものだけでございます。

長谷川保険課長

逆に言うと、何で96%もとっていたのかというと、省令準耐火にならないと保険料が安くないし、住宅金融公庫の融資も受けられないということがあったから、恐らくそういう仕様にされていたんでしょうが、もし仮にこれが今後、省令準耐火の基準と関係なくすべて保険料が安い基準になってしまうと、現在では4%かもしれないけれども、それが今後どんどん拡大していくことはないですか。

損害保険料率算出機構 関根常務理事

将来予測を今、はっきり私のほうから申し上げるのはちょっと不遜でございますけれども、そのようになるおそれもありますし、そうでない可能性もあるとしか言いようがないのかなというふうに思っております。

長谷川保険課長

ツーバイフォー協会さん、何かありますか。

社団法人日本ツーバイフォー建築協会 河合技術部会長

将来のことはわかりませんが、現在、せっこうボードを多用している。これは先ほど旭化成建材さんも、一般的には在来木造に使っているとおっしゃっているように、今、仕上げ下地としてのせっこうボードというのは、工法にかかわらずほとんどがそれを使っているという状況であります。

これはなぜかといいますと、一つは、これは大きな要素なんですけど、価格の問題です。性能と価格。下地材としての機能を大変兼ね備えていて、伸び縮みがしない、それから12ミリですと衝撃に強い、それと価格。この辺がありますので、私ども今、考えておる中で、これにかわる建材

が出てくるということは非常に想像しがたいというふうに思っております。

長谷川保険課長

あと、この機構さんの資料の20ページで、先ほど省令準耐火の累積割合が96%ということであったんですけども、直近で言うと、平成16年度では88%で、省令準耐火ではないものが約12%もありますね。徐々にこれはその割合が増えてきているわけですね。しかも母数が、平成16年度は1,479戸の中の話なんですけれども、ツーバイフォー協会さんにお伺いしたいのは、ツーバイフォーの建物というのは年間でどのくらい着工されているのでしょうか。

社団法人日本ツーバイフォー建築協会 池田専務理事

私どもの今日お持ちしました資料の、「公述申出書」と書いた1枚紙がございます。その裏をごらんいただきますと、ツーバイフォー住宅の新設着工戸数の推移を棒グラフにしております。右側の目盛りで読み取っていただきたいと存じます。

昭和49年に一般的な工法として我が国の中で、いわゆるオープン化をされまして以降、変動はございますけれども、中・長期的には着実に普及をしまして、平成18年度、19年度ではおよそ毎年10万戸建つという数字になってございます。

長谷川保険課長

毎年10万戸なんですけれども、この住宅金融支援機構の資料では、平成16年度は1,400戸の中での割合なんです。ですので、一体省令準耐火でないものがどのくらいあるのかというのが、これはちょっとデータからはわからないのではないかと思うんですけども、ツーバイフォー協会さん、何かデータとかお持ちでしょうか。

社団法人日本ツーバイフォー建築協会 池田専務理事

私どもの会員が建設する住宅について、毎年の調査はやっておりますけれども、この公庫融資自体が、直接の融資戸数が近年、政策的な変更によりまして減ってきておりますので、こういうことになっています。

私どものほうでも、省令準耐火仕様であるかどうかということについてのデータは、今のところ持ってありません。

長谷川保険課長

割合としては、大体同じぐらいの割合と考えればよろしいのでしょうか。それとも、そもそも住宅金融支援機構の融資を全く受けないようなツーバイフォーでしょうから、住宅金融支援機構の基準となるような省令準耐火は、むしろしない割合のほうが、この住宅金融支援機構のデータよりも増えているということはないでしょうかね。

社団法人日本ツーバイフォー建築協会 池田専務理事

そのように考える理由はないと考えております。

先ほど河合のほうから申しましたように、具体的に省令準耐火であるかないかというのは、室内側のほうにせっこうボードを張るかどうかと、室外側を防火構造仕様のものにするかどうかということですが、室内側については、せっこうボードにかわる使いやすい建築材料というのが、今、なかなかないという状況のある中で、だまっけてもこの公庫、今は住宅金融支援機構ですが、支援機構の仕様書というのは、枠組壁工法の住宅についての一つの共通基本マニュアルになっておりますので、それを特に外さなければならぬという特殊な事情は少ないのではないかと考えます。

長谷川保険課長

現に、この住宅金融支援機構の資料によれば、平成16年度では12%がその仕様になっていないわけですね。ですから例えば、乱暴かもしれませんが、同じ割合で全体を見ると、10万戸のうちの1割以上は省令準耐火になっていない、すなわち1万戸以上は省令準耐火になっていない可能性があると考えてよろしいのでしょうか。

社団法人日本ツーバイフォー建築協会 池田専務理事

それは私どもも今、資料としてお持ちできるようなデータを持っておりませんものですが、やはり最終的には、地震なり火災の災害の被害によってどういう損害額が生じているかという保険業界がお持ちのデータというのは、その結果についての一番信頼すべきデータではないかというふうに思っております。

これまで35年に通じての、実際に火災で燃えた住宅、あるいは地震で倒壊した住宅についてのデータを持っていらっしゃるの、唯一算出機構さんだというふうに理解しています。

長谷川保険課長

積水ハウスさん、何かありませんか。

積水ハウス株式会社 辻本開発部課長

私ども、木造軸組工法のほうの住宅も供給させていただいております。その時点でお客様とお話しをさせていただくと、私ども鉄骨プレハブも供給しているということもあるんですけども、お客様が室内に木を見せたいというご要望というのは非常に強いんですね。それですので、内壁下地にせっこうボードを使う、これは今後10年、15年変わることはないと思います。ただし、部分的に木を見せたい、例えばツーバイフォーさんでしたら垂木を見せたい、あるいはネガを見せたい、そのようなご要望というのは当然あると思うんですね。

それが今、そういうお客様の要望に対してストップをかけているのが、「それをやってしまうと火災保険が高くなりますよ。30年間掛けると30万、50万違いますよ」という話になりますので、そういう面でストップをかける一つの手になっている。そのたがが外れますと、やはりお客様のほうとすると、木を見せたいというご要望は当然出てきますので、今が96%、それが10%ぐらい

になっているという話でしたけれども、それは伸びていくというふうに、すみません、これは想像ですけれども、私は考えております。

長谷川保険課長

ほかにこの論点3について、ご意見ございますか。

社団法人日本ツーバイフォー建築協会 池田専務理事

補足させていただいてよろしいでしょうか。

長谷川保険課長

どうぞ。

社団法人日本ツーバイフォー建築協会 池田専務理事

実は私どもの実大実験の写真を並べた1枚紙の資料の平成16年のところに記載してあるんですが、枠組壁工法の建物につきましては、耐火構造の大臣認定というものを取得いたしました。1時間耐火性能でございます。

ちょうど先ほどの公庫の、支援機構のデータが平成16年までになっておりましてけれども、この16年以降、枠組壁工法は耐火建築物を建設・供給し始めております。現在までにおよそ1,000棟が建っております。住宅の戸数にすると約3,000戸を超えるものが耐火建築物として建設されております。

これらについては省令準耐火よりもはるかに厳しい性能評価を受けて、実際に建築基準法上の取り扱いを受けているという事実がありますことを補足させていただきます。

長谷川保険課長

耐火認定をされた場合には、当然保険料で言うと安い保険料にいくわけですね、現行でも。

今、問題になっているのは、省令準耐火に満たないものも、すべていいほうにいくのがいいかどうかということだと思っておりますけれども、それはどうですか。

社団法人日本ツーバイフォー建築協会 池田専務理事

その点につきましては、今回のこの基本料率の見直しのご趣旨といたしますか、目的として、いろいろ新聞紙上で保険料取り過ぎというふうな報道がされた事象があったわけございまして、それを解決しようという目的をお持ちだというふうに理解しておりますが、その観点からしますと、例えば、今のイ構造のところに枠組壁工法、「ただし、省令準耐火以外は除く」とか、あるいは「耐火構造でないものを除く」とか書いたとたんに、そのことが何を意味するかといたしますと、個々の建物に保険を付保するに当たって建物調査が必要になります。あるいは、少なくとも設計図書を参照する必要が出てまいります。

それが実務上、困難であるからということで、保険事故の統計に基づいて今回の案が出てきたものというふうに理解しておりますので、今回の改正のねらい、あるいはユーザーの保険実績に

基づく適正な料率による取り扱いという目的自体が、ただし書きをつけた途端に崩れてしまうのではないかという大きな懸念を抱きます。

長谷川保険課長

私の理解では、枠組壁工法の標準仕様というのがあって、その中にさらに付加して省令準耐火の仕様というのがあると思うんですね。そこの部分のチェックに手間がかかるのではないかというお話ですけれども、そうであれば、そもそも大もとの枠組壁工法としての標準仕様がそのとおりできているかどうかのチェックも必要なのではないですか。

社団法人日本ツーバイフォー建築協会 池田専務理事

ちょっとご説明申し上げますと、建築基準法に基づいて、この枠組壁工法についての構造的な面での技術基準というものが大臣告示として示されております。これは法律の条文のように書いてあるだけでありまして、通常の大工さん、工務店が読み取るのにはいささか難しゅうございます。

その辺のところを私どもの、今日お配りしております資料の中で「枠組壁工法告示の運用について」という昭和49年9月の建築指導課長通達がございます。これの、既存の本からコピーをしてきたのでちょっと見にくくて恐縮ですが、キトという部分の1の最後のあたりにございますが、「当面、枠組壁工法の技術基準の運用に際しては ちょっとミスプリントがありますね 枠組壁工法の技術的細目を定めた住宅金融公庫の共通仕様書を参考として業務を遂行されたい」とございます。

つまり、仕様書のほうはいろいろな挿絵などを入れて、大変わかりやすく、いわば枠組壁工法を新しく手がけようかという大工さんたちの教科書としてつくられてありまして、それをこの基準法に基づく大臣告示基準とあわせて読み取りなさいというのがご趣旨であります。

言ってみれば、この枠組壁工法は、我が国でオープン化された当初から、当時の公庫、住宅金融公庫の仕様書が基本的なマニュアル、教科書となって普及しているものだということです。

長谷川保険課長

だからどうだというんですか。

社団法人日本ツーバイフォー建築協会 池田専務理事

今、枠組壁工法についての標準的な、何といいますか、マニュアルでしょうか、そういうようなものとして、公庫の仕様書と別のものがあるというお話なんですけれども、言ってみれば、事実上この公庫の仕様書というものが標準的なマニュアルになっておりますということを申し上げたつもりです。

これは仕様書ですから、部分的なところでそれを外れることは法律制度上、禁止されているわけではございません。もちろん告示基準には合っていなければいけませんけれども、ですから先

ほど、木を見せたいとかいうニーズがあった場合にどうだというようなお話がありましたが、部分的にそういうものがあれば、それでも建つということはもちろんございます。しかし、全体として今までに百数十万戸の枠組壁工法住宅、住宅に限りますけれども がある中で、全体として、先ほど算出機構のほうでお示しになったような保険料の支払実績というデータを今回、私ども初めて拝見させていただいたわけですが、ああいう結果が出ているのではないかと。

また逆に、ああいう結果がありながら枠組壁工法の保険料というのが相変わらず事実上、一般の木造と同じに扱われるということは、これこそむしろ不当なのではないかというふうに思うところでは。

長谷川保険課長

私がお伺いしたのは、「省令準耐火を除く」と書くとそのチェックにまた手間がかかるじゃないかとおっしゃったので、もともとのこの仕様だってチェックするのに手間がかかるのではないですかということをお聞きしたんですよ。

社団法人日本ツーバイフォー建築協会 池田専務理事

それは建築確認を、我が国で建つ建築物についてはもう大部分が建築確認を法律上、義務づけられておりますから、その確認申請をするときに、枠組壁工法の建築物であれば独自に仕様書を書くか、あるいは公庫の仕様書を添付するか。この公庫の仕様書に準拠すれば、先ほどの算出機構さんのほうで引用された国交省の通達にございますように、その公庫仕様書に合っていれば構造上、安全上、大丈夫だよという通達が出ているということで、審査が円滑に進むということで推移しております。

長谷川保険課長

もう結構です。

ほかにありますか。補足したいとか、ご意見ございますか。

積水ハウス株式会社 辻本開発部課長

今日の午前中の全建総連さんのほうもそうだったんですけども、今回出していただいている資料が、すべて今までのトータルに対してどれだけ危険率があるかという話を中心になってしまっていると思います。確かに、95年の阪神の大震災で大きな被害が出ました。それに関しますと、建築に携わる者はすべて反省しなければいけない、それは間違いのないと思うんですけども、それを受けまして国交省さんが2000年に建築基準法を大きく改正されまして、木造軸組工法、かなり厳しくなりました。それから、2001年ですか、告示の1540というのが出まして、ツーバイフォーのほうも基準が変わっているというような格好で、物が変わってきております。

それがございますので、今の木造軸組工法と今のツーバイフォー工法、これの強度は法律的にも現実的にも何ら遜色のないものであるということをお私どもは考えておりますので、過去のもの

と今のものを一緒にしたもので「木造軸組が弱いんですよ」と言われてしまうと、ちょっとこちらには辛いなという部分がございますのをご理解いただきたいと思います。

長谷川保険課長

ほかには、もうないでしょうか。

ありがとうございました。

予定の時間を若干超過いたしましたけれども、本日聴取いたしましたご意見につきまして、今後、基準料率の届出内容の審査の参考とさせていただきます。

なお、本日の意見聴取の内容については、内閣府令第24条の規定に基づき速やかに調書を作成し、閲覧に供することとさせていただきます。

それでは、以上をもちまして損害保険料率算出団体に関する法律第10条の3第2項の規定に基づく意見聴取を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後4時14分 閉会